

## 競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 京都土木株式会社

業者の住所 : 京都府京都市西京区大原野上里鳥見町 8 - 1 8

2. 競争参加停止措置期間 : 2023 年 8 月 25 日 ~ 2023 年 10 月 24 日  
(2ヵ月)

3. 事 実 概 要 :

京都土木株式会社は、2023年6月27日付けで建設業許可部局（京都府）より、以下の監督処分を受けた。

審査基準日2021年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者（京都府及び京都市）が資格審査に用いた。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となった。

4. 競争参加停止措置理由 :

京都土木株式会社が発注者として建設業許可部局（京都府）より指示処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

| 措 置 要 件   | 期 間                         |
|---|-----------------------------|
| 1 ~ 1 1 略   |                             |
| 1 2 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第 100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。） | 当該認定をした日から<br>1 か月以上 9 か月以内 |
| 1 3 ~ 1 5 略   |                             |